

岐阜県警察訓令第1号

各所属長

岐阜県古物営業法等取扱規程を次のように定める。

平成31年1月17日

岐阜県警察本部長 今林 寛幸

岐阜県古物営業法等取扱規程

岐阜県古物営業法等取扱規程（平成17年岐阜県警察訓令第18号）の全部を改正する。

（総則）

第1条 この規程は、古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）、古物営業法施行令（平成7年政令第326号）及び古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号。以下「規則」という。）の規定に基づく事務処理について定めることを目的とする。

（申請書等の受理）

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、法及び規則の規定による許可の申請、営業開始の届出、認定の申請、許可証の再交付申請及び書換えの申請並びに変更の届出等に係る提出書類（以下「申請書等」という。）の受理に際しては、法及び規則に規定する添付書類の有無及びその記載内容を確認の上、受理するものとする。

2 申請書等のうち正副2通の提出を必要とするものを受理した場合は、速やかに記載欄に必要事項を記入の上、副本（古物競りあっせん業者及び外国古物競りあっせん業者の認定申請の場合は正本）を生活安全部生活安全総務課（以下「生活安全総務課」という。）へ送付するものとする。

（古物営業の許可）

第3条 署長は、法第5条第1項に規定する古物商（古物市場主）許可申請書（以下「許可申請書」という。）を受理したときは、古物営業の許可申請に対する検討票（別記様式第1号）に基づき次に掲げる事項を調査又は審査し、支障がないと認めた場合は、許可するものとする。

- (1) 許可申請書及び関係書類の内容
- (2) 規則第1条第3項第1号から第3号までに規定する添付書類の作成時期
- (3) 法第4条各号の基準
- (4) 規則第2条に規定する古物の区分の適合性
- (5) その他処理に必要な事項

2 営業所又は古物市場（以下「営業所等」という。）が他の警察署管内にも所在する場合は、当該許可申請書の写しを当該営業所等を管轄する署長に送付するものとする。

（許可証の作成）

第4条 署長は、前条の規定により古物営業の許可をした場合は、次に掲げるところにより規則第3条に規定する許可証(古物商許可証又は古物市場主許可証をいう。以下同じ。)を作成して交付するものとする。

(1) 許可証及び許可申請書には、警察署別に一連の許可番号を付し、営業の廃止、許可の取消し等により生じた欠番は、他に充てないこと。

(2) 許可証は、当該許可申請書と契印すること。

(許可上疑義あるものの取扱い)

第5条 署長は、許可申請に対する調査又は審査の際、当該申請について許可することに疑義がある場合は、疑義ある事項及び理由並びに許否決定に関して必要と認める意見を生活安全総務課に報告するものとする。

2 前項の申請に対して不許可とする決定をした場合は、速やかに申請者に不許可通知書(別記様式第2号)を交付し、受領書(別記様式第3号)を徴するものとする。

(変更の届出)

第6条 署長は、古物商又は古物市場主(以下「古物商等」という。)から法第5条第1項各号に規定する事項に係る変更届出書を受領した場合は、次に掲げる事項を調査するものとする。

(1) 変更届出書の提出先の適否

(2) 変更届出書及び関係書類の内容

(3) 変更理由

(4) 法人の代表者又は役員の変更の場合は、法第4条第8号に該当の有無

(5) 管理者の変更の場合は、法第13条第2項に該当の有無

2 規則第4条第2項に規定する経由警察署長(以下「経由署長」という。)は、法第5条第1項第1号に掲げる事項の変更届出書を受領した場合は、その写しを他の警察署管内に所在する営業所等を管轄する全ての署長に送付するものとする。

3 経由署長は、法第5条第1項第2号から第4号までに掲げる事項の変更届出書を受領した場合で、当該変更事項が他の警察署管内に所在する営業所等に係るときは、その写しを当該署長に送付するものとする。

4 前項の変更届出書を当該変更に係る営業所等を管轄する署長が受領した場合は、変更届出書の写しを経由署長に送付するものとする。

5 法第7条第2項の規定により、2以上の公安委員会の管轄区域内に営業所等を有する古物商等から、法第5条第1項第1号又は第7号に規定する事項の変更届出書を受領した場合は、変更届出書の副本に規則第5条第4項第3号に規定する許可公安委員会一覧表の写しを添付し、生活安全総務課へ送付するものとする。

6 規則第9条に規定する経由署長の変更届を受領した場合は、変更届出書の写し及び経由警察署長変更届出書の写し並びに次条に定める営業者許可台帳を新たな経由署長に送付し、変更届出書の写し及び経由警察署長変更届出書の写しを次条に定める管内営業所台帳を保管する全ての署長に送付するものとする。

(営業者許可台帳等の保管)

第7条 署長は、生活安全総務課から営業者許可台帳(別記様式第4号)又は管内営業所台帳(別記様式第5号)の送付を受けた場合は、許可申請書又はその写しにより未記載

箇所を記載し、保管するものとする。

- 2 前条による変更の届出を受理した場合又は変更届出書の写しの送付を受けた場合は、営業者許可台帳又は管内営業所台帳を訂正し、異動事項欄に届出年月日及びその旨を記載するものとする。

(許可証の記載事項の訂正)

第8条 署長は、法第7条第4項に規定する許可証の書換申請書を受理し、許可証の記載事項を訂正した場合は、訂正箇所に公安委員会小印を押印し、異動事項欄に必要事項を記入するものとする。

- 2 許可証の記載事項を訂正する場合で、訂正することにより記載内容が不明確となると認められるとき、又は許可証の異動事項欄にそれ以上記載することができなくなったときは、新たな許可証を作成して交付するものとする。この場合において、新たに交付する許可証の交付年月日欄には、旧許可証の交付年月日を記載するものとする。

(許可証の再交付)

第9条 署長は、法第5条第4項に規定する許可証の再交付申請書を受理した場合は、その事実を確認し、必要があると認めたときは、許可証の交付年月日欄に現実に再交付する年月日を記入し、交付年月日欄の左側に再交付である旨を朱書して交付するものとする。

(許可証返納の処理)

第10条 署長は、法第8条第1項各号又は同条第3項各号に規定する許可証の返納を受理した場合は、返納された許可証を廃棄し、営業者許可台帳の異動事項欄に返納年月日及び理由を記載するとともに、管内営業所台帳を保管する全ての署長に返納理由書の写しを送付するものとする。

- 2 前項の送付を受けた署長は、管内営業所台帳の異動事項欄に返納年月日及び理由を記載するものとする。

(競り売りの届出)

第11条 署長は、法第10条に規定する競り売り届出書を受理した場合は、古物商による届出であるか、届出書の記載事項に誤りがないかを確認し、当該届出書を競り売りが終了するまでの間保管するものとする。

(古物競りあっせん業の届出)

第12条 署長は、法第10条の2第1項に規定する古物競りあっせん業者営業開始届出書(以下「競りあっせん業開始届」という。)、法第10条の2第2項に規定する変更届出書(以下「競りあっせん業変更届」という。)及び廃止届出書(以下「競りあっせん業廃止届」という。)を受理した場合は、次に掲げる事項を調査するものとする。

- (1) 競りあっせん業開始届、競りあっせん業変更届及び競りあっせん業廃止届の提出先の適否
- (2) 競りあっせん業開始届、競りあっせん業変更届、競りあっせん業廃止届及び関係書類の内容
- (3) その他処理に必要な事項

(古物競りあっせん業届出台帳の保管)

第13条 署長は、競りあっせん業開始届を受理した場合は、正本を古物競りあっせん業届

出台帳として保管するものとする。

- 2 署長は、競りあっせん業変更届及び競りあっせん業廃止届を受理した場合は、正本を古物競りあっせん業届出台帳の当該競りあっせん業開始届に添付し、保管するものとする。

(保管命令)

第14条 署長は、法第21条に規定する古物の保管を命じた場合は、保管命令書（別記様式第6号）を交付し、受領書を徴するものとする。

(認定の申請)

第15条 署長は、法第21条の5第1項又は法第21条の6第1項に規定する認定申請書を受理した場合は、次に掲げる事項を確認の上、速やかに正本を生活安全総務課へ送付するものとする。

- (1) 認定申請書の提出先の適否
- (2) 認定申請書及び関係書類の内容
- (3) 規則第19条の5に掲げる認定の申請の欠格事由
- (4) 規則第19条の6に掲げる盗品等の売買の防止等に資する方法の基準
- (5) その他処理に必要な事項

- 2 生活安全総務課は、前項各号に掲げる事項を調査又は審査の上、認定した場合は認定通知書（別記様式第7号）、認定しないことを決定した場合は不認定通知書（別記様式第8号）を速やかに作成し、当該認定申請書を受理した警察署長へ送付するものとする。

- 3 署長は、認定通知書又は不認定通知書を受理した場合は、速やかに申請者に対して交付し、不認定通知書の場合は受領書を徴するものとする。

(変更及び廃止の届出)

第16条 署長は、認定業者から規則第19条の9第1項、同条第2項、又は規則第19条の13第1項各号に規定する変更の届出（以下「認定変更届」という。）又は廃止の届出（以下「認定廃止届」という。）を受理した場合は、次に掲げる事項を調査又は審査するものとする。

- (1) 認定変更届又は認定廃止届の提出先の適否
- (2) 認定変更届、認定廃止届及び関係書類の内容
- (3) 法人の代表者又は役員の変更の場合は、規則第19条の5第6項に該当の有無
- (4) 規則第19条の4第4項第3号に掲げる書類の記載事項の変更の場合は、その内容（古物競りあっせん業者認定台帳の保管）

第17条 署長は、第15条第2項に規定する認定通知書の送付を受けた場合は、認定通知書の写し及び当該認定申請書の副本を古物競りあっせん業者認定台帳として保管するものとする。

- 2 署長は、認定変更届又は認定廃止届を受理した場合は、古物競りあっせん業者認定台帳の当該認定申請書に添付し、保管するものとする。

(立入り及び調査)

第18条 法第22条第1項に規定する立入り等は、古物取引市場に盗品等が流入していないかどうかを見極めるとともに、古物商等の実態を把握し、法第3章に定める古物商等の遵守事項が遵守されているかどうかを調査するものである。

(指示)

第19条 署長は、法第23条に規定する指示をする場合は、生活安全総務課に報告した後、指示書（別記様式第9号）によりこれを行い、指示書を交付したときは、受領書を徴するものとする。

2 署長は、自らが経由署長となっていない古物商等に対して指示の必要があると認めた場合は、処分事由通報書（別記様式第10号）に関係記録の謄本又は抄本を添えて、遅滞なく当該古物商等の経由署長に通報しなければならない。

3 前項の通報を受けた経由署長は、当該事案について指示の必要があると認めた場合は、第1項の規定を準用するものとする。

(行政処分の上申)

第20条 署長は、法第6条又は法第24条に規定する古物商等の許可の取消し及び営業の停止（以下「取消し等」という。）が必要と認めた場合は、行政処分上申書（別記様式第11号）に関係記録の謄本又は抄本を添えて、遅滞なく岐阜県公安委員会に上申しなければならない。この場合において、2以上の営業所等を有する古物商等の法令違反行為が一部の営業所等のみに係るとき、又は複数の区分に係る古物を取り扱う古物商等の法令違反行為が一部の古物の区分のみに係るときは、それぞれ当該一部の営業を対象として営業停止の上申を行うことができるものとする。

2 署長は、自らが経由署長となっていない古物商等に対して許可の取消し等の必要があると認めた場合は、処分事由通報書に関係記録の謄本又は抄本を添えて、遅滞なく当該古物商等の経由署長に通報しなければならない。

3 前項の通報を受けた経由署長は、当該事案について許可の取消し等の必要があると認めた場合は、第1項の規定を準用するものとする。

4 署長は、規則第19条の10第1項又は規則第19条の14第1項に規定する認定の取消しが必要と認めた場合は、行政処分上申書に関係記録の謄本又は抄本を添えて、遅滞なく岐阜県公安委員会に上申しなければならない。

(聴聞等の通知)

第21条 署長は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）に規定する聴聞通知書及び送達書（別記様式第12号）を受けた場合は、速やかに被聴聞者に当該通知書を交付し、受領書を徴するものとする。

2 署長は、法第6条第1項又は法第24条に規定する許可の取消しを命ずる許可取消処分通知書（別記様式第13号）及び送達書を受けた場合又は法第24条に規定する古物営業の全部又は一部の停止を命ずる営業停止命令書（別記様式第14号）及び送達書を受けた場合は、速やかに被処分者に当該通知（命令）書を交付し、受領書を徴するものとする。

3 署長は、法第13条第4項に規定する管理者の解任を勧告する解任勧告書（別記様式第15号）及び送達書を受けた場合は、速やかに被勧告者に当該勧告書を交付し、受領書を徴するものとする。

4 署長は、規則第19条の10第1項又は規則第19条の14第1項に規定する認定の取消しを通知する認定取消処分通知書（別記様式第16号）を受けた場合は、速やかに被処分者に当該通知書を交付し、受領書を徴するものとする。

(行政処分結果の処理)

第22条 署長は、前条第2項に規定する許可取消処分通知書又は営業停止命令書を交付した場合は、当該古物商等の営業許可台帳の行政処分欄に交付年月日及び処分内容を記載するものとする。

2 署長は、前条第4項に規定する認定取消処分通知書を受けた場合は、古物競りあっせん業者認定台帳に認定取消し年月日及びその理由を記載した書面を添付するものとする。
(行商従業者証等の様式の承認申請の取扱い)

第23条 署長は、行商従業者証等の様式の承認に関する規程（平成7年国家公安委員会告示第7号）第2条に規定する承認の申請を受けた場合は、生活安全総務課へ通報し、指示を受けるものとする。

附 則

この訓令は、平成31年1月17日から施行する。

別記様式第1号

決 裁	署 長	副署(次)長	課 長	係 長	主 任	係		
警察署長 殿 年 月 日 検討者 印 古物営業の許可申請に対する検討票								
意 見	A	公安委員会事務専決規程の規定により署長専決で許可されたい。						
	B	許 可	許可について疑義があるので、本部への報告が必要である。 (理由等)					
	C	不許可						
申 請 者	住 所							
	氏名 又は 名称							
添 付 書 類	個 人 の 場 合	申 請 人			管 理 者			申請者が未成年者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く)の場合 規則第1条第3項第1号ニに規定する書類 適・否
		履 歴 書	住民票 (本籍入り/外国人は国籍入り)	誓 約 書	履 歴 書	住民票 (本籍入り/外国人は国籍入り)	誓 約 書	
		適・否	適・否	適・否	適・否	適・否	適・否	
		市町村長の 証明書 (外国籍は不要)	登記事項 証明書		市町村長の 証明書 (外国籍は不要)	登記事項 証明書		
	適・否	適・否		適・否	適・否			
法 人 の 場 合	法 人 の 場 合	法 人 役 員			管 理 者			
		定 款	履 歴 書	住民票 (本籍入り/外国人は国籍入り)	誓 約 書	履 歴 書	住民票 (本籍入り/外国人は国籍入り)	誓 約 書
		適・否	適・否	適・否	適・否	適・否	適・否	
		登記事項証明 書(法人)	適・否	適・否	適・否	適・否	適・否	適・否
	適・否	市町村長の 証明書 (外国籍は不要)	登記事項 証明書		市町村長の 証明書 (外国籍は不要)	登記事項 証明書		
		適・否	適・否		適・否	適・否		
自らのホームページ上で古物を売買する場合				古物市場主の申請の場合				
URL等の割り当てを受けた通知等の写し			適・否	古物市場の規約		適・否		

	検 討 事 項	検 討 対 象 者		
		営 業 者	法 人 役 員	管 理 者
人 関 係	成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものではないか。	ない ある	ない ある	ない ある
	禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのない日 から起算して5年を経過しない者でないか。	ない ある	ない ある	ない ある
	法第31条に規定する罪若しくは刑法第235条、第247条、第254条若しくは第256条第2項に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を 終わり、又は執行を受けることのない日から起算して5年を経過し ない者でないか。	ない ある	ない ある	ない ある
	集団的に、又は暴力的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為 で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる 相当な理由がある者ではないか。	ない ある	ない ある	ない ある
	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条 の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受け た者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しな いものではないか。	ない ある	ない ある	ない ある
	住居の定まらない者ではないか。	ない ある	ない ある	ない ある
	法第24条の規定により古物営業の許可を取り消され、当該取消しの日 から起算して5年を経過していない者（許可を取り消された者が法人である場合 においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該法人の役 員であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）ではないか。	ない ある	ない ある	ない ある
	法第24条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示 された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する 日まで間に第8条第1項第1号の規定による許可証を返納をした者（その 古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で、当該返納の日から起算して 5年を経過しないものではないか。	ない ある	ない ある	ない ある
	営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でないか。 （ただし、その者が古物商又は古物市場主の相続人であって、その法定代理人が法第4条 1項1号から5号のいずれにも該当しない場合を除く。）	ない ある	ない ある	ない ある
	営業所又は古物市場ごとに法第13条第1項の管理者を選任すると認め られないことについて相当な理由がある者ではないか。	ない ある	ない ある	ない ある
未成年者でないか。			ない ある	

不許可通知書

住所又は居所

氏名又は名称 様

年 月 日付けで申請のあった古物営業の許可については、古物
営業法第 4 条の規定により許可しない。

年 月 日

理由

岐阜県公安委員会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、岐阜県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

受 領 書

- 1号 指 示 書
- 2号 聴聞通知書
- 3号 許可取消処分通知書
- 4号 営業停止命令書
- 5号 不許可通知書
- 6号 解任勧告書
- 7号 保管命令書
- 8号 不認定通知書
- 9号 認定取消処分通知書

上記 号の

(年 月 日付、岐公委 () 第 号)

正に受領しました。

岐阜県公安委員会 様

年 月 日

住 所

氏 名

㊞

営業者許可台帳

許可証番号			
許可年月日	年 月 日	許可の種類	
氏名又は名称	年 月 日生		
住所 又は居所	TEL		
代表者	氏名	年 月 日生	
	住所	TEL	
行商の有無			
役員	氏名	年 月 日生	
	住所		
員	氏名	年 月 日生	
	住所		

【営業所又は古物市場】

名称			
所在地	TEL		
古物の区分			
管理者	氏名		
	住所	TEL	

(裏)

役	氏名	年 月 日生
	住所	
	氏名	年 月 日生
	住所	
	氏名	年 月 日生
	住所	
員	氏名	年 月 日生
	住所	
	氏名	年 月 日生
	住所	

異 動 事 項		

行 政 処 分		

保 管 命 令 書

住所又は居所

氏名又は名称 様

古物営業法第21条の規定により、次のとおり保管を命ずる。

保管すべき物品

保管すべき期間 年 月 日から 日間
年 月 日まで

年 月 日

警察署長 ㊟

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会に対して、審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

認定通知書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

年 月 日付けで申請のあった古物競りあっせん業に係る業務の
実施の方法の認定については、古物営業法第21条の5第1項の規定により認定した
ので通知する。

営業を示すものとして
使用する名称

年 月 日

岐阜県公安委員会 印

不認定通知書

住所又は居所

氏名又は名称 殿

年 月 日付けで申請のあった古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定については、次の理由により認定しないので通知する。

営業を示すものとして
使用する名称

理由

年 月 日

岐阜県公安委員会 印

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会に対して、審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

指 示 書

住所又は居所

氏名又は名称 様

古物営業法第23条の規定により、次のとおり指示する。

指示事項

理由

年 月 日

岐阜県公安委員会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第10号

決 裁	署 長	副署(次)長	課 長	係 長	主 任	係	第 号	
							年 月 日	
<p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">警察署長 殿</p> <p style="text-align: right;">警 察 署 長</p> <p style="text-align: center;">処 分 事 由 通 報 書</p> <p>下記の者に対して古物営業法に規定する処分をする必要があると認められるので、 関係書類を添え通報する。</p>								
営 業 者	(ふりがな) 氏名又は名称							
	生 年 月 日		年 月 日 (歳)					
	住 所 又 は 居 所		TEL					
	代 表 者	(ふりがな) 氏 名						
		生 年 月 日		年 月 日 (歳)				
		住 所		TEL				
処 分 の 内 容			1 指示 2 営業の停止 3 許可の取消し					
処 分 すべき 営業所	名 称							
	所 在 地							
	古物の区分							

処分事由 の概要	
添付書類	
参考事項	

※ 処分すべき営業所が複数ある場合は、別紙を使用すること。

古物の区分は、営業の一部を停止する場合で、停止すべき古物の取引がある場合にその古物を記載すること。

別記様式第11号

決 裁	本部長	生安部長	参事官	課長	管理官	課長補佐	課員	
				年 月 日 第 号				
<p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>岐阜県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">警 察 署 長</p> <p style="text-align: center;">行 政 処 分 上 申 書</p> <p>下記の者に対し行政処分（営業の停止・許可の取消し・認定の取消し）をされたく上申する。</p>								
営 業 者	(ふりがな) 氏名又は名称							
	生 年 月 日		年 月 日 (歳)					
	住所又は居所		TEL					
	本 (国) 籍							
	代 表 者	(ふりがな) 氏 名						
		生年月日		年 月 日 (歳)				
		住 所		TEL				
		本 籍						
許可等の種類		1 古物商 2 古物市場主 3 認定						
許可証（認定）番号								
許可（認定）年月日		年 月 日						
停 止 す べ き 営 業 所	名 称							
	所 在 地							
	古物の区分							

指示、営業停止等 の行政処分状況	
違反事実等	
処分に対する 意見	
その他 参考事項	

- ※ 停止すべき営業所が複数ある場合は、別紙を使用すること。
- 古物の区分は、停止すべき古物の取引についてその古物を記載すること。
- ※ 認定の取消し上申の場合は、「停止すべき営業所」欄は記入しないこと。

別記様式第12号

第 号
年 月 日

警察署長 殿

岐阜県警察本部長

送 達 書

古物営業法の規定により

年 月 日 付、岐公委（生総）第 号の

- 1 聴聞通知書
- 2 許可取消処分通知書
- 3 営業停止命令書
- 4 解任勧告書
- 5 認定取消処分通知書

を別添のとおり送付するので、下記本人に送達の上受領書を徴し報告されたい。

記

1 受領者

住所又は居所

氏名又は名称

岐公委（ ）第 号

許可取消処分通知書

許可年月日

許可証番号

住所又は居所

氏名又は名称 様

第6条第1項

古物営業法 の規定により、古物営業の許可を取り消したので通知する。

第24条

理由

年 月 日

岐阜県公安委員会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

岐公委（ ）第 号

営 業 停 止 命 令 書

住所又は居所

氏名又は名称 様

古物営業法第24条の規定により、次のとおり古物営業の停止を命ずる。

停止の範囲

停止の期間 年 月 日から 日間
年 月 日まで

理由

年 月 日

岐阜県公安委員会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

岐公委（ ）第 号

解 任 勸 告 書

住所又は居所

氏名又は名称 様

営 業 所
の所在地

古物市場

管理者の氏名

古物営業法第13条第4項の規定により、上記管理者の解任を勧告する。

理由

年 月 日

岐阜県公安委員会 印

岐公委（ ）第 号

認定取消処分通知書

許可証番号

認定番号

認定年月日

住所又は居所

氏名又は名称 殿

古物営業法の規定により、古物競りあっせん業の認定を取り消した
外国古物競りあっせん業

ので通知する。

理由

年 月 日

岐阜県公安委員会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。